

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋〔令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 } 〕がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	
家屋番号	
備考	

京丹証税第 号

令和 年 月 日

京都府京丹波町長